

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月25日

発注者

国立大学法人琉球大学長 大城



1 工事概要等

- (1) 工事名 琉球大学（上原他）基礎研究棟女子トイレ等改修機械設備その他工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地（琉球大学上原団地構内）他
- (3) 工事内容 上原地区等におけるトイレ等改修機械設備その他工事である。
- (4) 工期 平成27年10月9日まで。
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- (6) ~~本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第10号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~
- (7) ~~本工事は、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成20年3月31日付け20文科施第8-0-4-5号文教施設企画部長通知)及び「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正について(平成21年6月2日付け21文科施第6-1-0-0号文教施設企画部長通知)の対象工事とする。~~
- (8) ~~本工事は、数量公開の対象工事である。~~
- (9) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式参加承諾願は、4(1)に提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程(以下「実施規程」という。)第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建設工事の一般競争参加資格者の資格(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。以下「一般競争参加資格」という。)のうち、管工事において「B又はC」等級の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)

- (4) 平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- ① 公共施設の新営または改修機械設備工事を施工した実績を有すること。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
~~なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。~~
- ① 平成12年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ② 1級又は2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく）又は琉球大学長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 沖縄本島内に、平成27・28年度の文部科学省における建設工事に関する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた、建設業法（第3条第1項）及び建設業法施行令（第1条）に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (10) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成24年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例がないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)(3)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高10点とする。
 - ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計とする。
 - ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- (3) 評価項目
- 評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
- ① 企業の技術力
 - ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
 - ② 企業の信頼性・社会性
 - ・地域精通度
 - ・法令遵守（コンプライアンス）

4 入札手続等

- (1) 担当部局
- 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学施設運営部施設企画課施設総務係
電話 098-895-8177
FAX 098-895-8077
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
- 平成27年5月25日から平成27年6月5日まで
上記4(1)に同じ。
- 入札説明書等の交付に当たっては、無料とする。入札説明書等は、国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>) の調達関連情報よりダウンロードできる。
- 図面等については、平成27年6月15日までに上記ホームページの調達関連情報に掲載する。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- 平成27年5月25日から平成27年6月5日まで
上記4(1)に同じ。
- 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
- (4) 入札執行の日時及び場所
- 入札書は、平成27年6月29日午前12時00分までに、電子入札システムによ

り、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること。(郵送による提出は認めない。)。

開札は、平成27年6月30日午後2時00分。琉球大学本部管理棟4階施設運営部にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人琉球大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書の作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細

入札説明書による。